

千葉市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年2月1日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第5358号

平成22年1月25日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷俊人

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

標記の件について、別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査措置状況報告書

(監査のテーマ) 公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について (指定管理者の財務事務を含む)

第2節 指定管理者制度を導入した個別施設に係る事項

第6 千葉市花の美術館

2 固定資産の管理について

花の美術館内には、市の所有資産と(財)千葉市みどりの協会の保有資産がともに存在している。市の所有資産に関しては、指定管理期間満了後は、市に返還(又は次の指定管理者に選定された者へ引き継ぎ)を行うことになるが、市からの貸与資産及び(財)みどりの協会の保有資産ともに、備品票が不添付のものや備品明細一覧表の情報と不一致のものが多くみられた。今後の資産管理を有効にするために、固定資産管理シールの物品への貼付を徹底するとともに、少なくとも現物を年に1回程度はたな卸しし、適切に資産を保有する必要がある。

また、たな卸しを効果的に実施するために、備品明細一覧表の使用場所欄ないし備考欄には所在場所を特定できる情報を記載することが望まれる。

(措置の内容)

固定資産の管理については、平成20年11月に物品のたな卸しを実施し、備品票が未貼付のものには貼付作業を行うとともに、備品明細一覧表等を整備し、所在場所を特定できるようにした。また、平成21年度より毎年6月頃に、たな卸しを実施することとした。

第3節 官民複合型建物内の個別施設に指定管理者制度を導入したケースに係る事項

第2 千葉市科学館(「きぼーる」内)

1 展示品の台帳管理について

平成20年9月11日時点において、科学館の展示品に備品票が貼られておらず、また、展示品の台帳も作成されていなかった。

その後所管局で展示品の管理方法を検討し、管理台帳を作成中であり、所管課に1部、指定管理者で1部保管する予定となっている。

(措置の内容)

科学館の展示品については、平成21年1月に備品登録し、管理台帳を作成した。なお、備品票の貼付については、展示品のデザインや見栄え等を考慮し、直接貼る代わりに、展示品1点ずつの写真を撮り、各写真に備品登録番号を付す取扱いとした。

2 年度協定書における委託料の額の査定、事後検証について

プラネタリウムの保守点検費の平成19年度の計画、実績には、顕著な差異が見られるので、金額及び内容を把握した上で年度協定書の締結を行うべきである。

また、収支予算書の査定に際しては、実質的に実施可能な査定期間を設けるとともに、指定管理者の経営努力に基づく利益確保の余地を残すなどの方法を検討すべきである。

(措置の内容)

プラネタリウムの保守点検費については、平成21年度より、保守点検費の内容が把握できるよう収支予算書の項目を改めさせ、金額及び内容を把握した上で年度協定書の締結を行うこととした。

次年度の収支予算の査定についても、平成22年度分より、前年度の9月に収支予算見積書を指定管理者から提出させ、十分な時間をかけ査定を行い、指定管理者の経営努力に基づく利益確保の余地も含め、市、指定管理者間において十分な協議を行うこととした。